

建築物環境衛生管理基準等

(平成 15 年 4 月 1 日改正部分を**太字**・平成 16 年 4 月 1 日改正部分を**赤字**・平成 26 年 4 月 1 日改正部分を**青字** (亜硝酸態窒素の追加) で表示)

		実 施 回 数 等	
		施行規則 (厚生労働省令) 等	東京都・中央区の指導基準
空調 管理	空気環境の測定	2 ヶ月以内ごとに 1 回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、 建築等 を行った場合、使用開始日以降最初の 6 月～9 月の間に 1 回)	左に同じ
	浮遊粉じん測定器	1 年以内ごとに 1 回の較正	左に同じ
	冷却塔・加湿装置・ 空調排水受けの 点検等	使用開始時及び使用開始後 1 ヶ月以内 ごとに 1 回点検し、必要に応じ清掃等を 実施	左に同じ
	冷却塔・冷却水管・ 加湿装置の清掃	1 年以内ごとに 1 回	左に同じ
給水・給湯 管理 (飲用・炊事用・浴用等)	貯水 (湯) 槽の清掃	1 年以内ごとに 1 回	左に同じ
	水質検査	① 6 ヶ月以内ごと実施 (簡易項目 1 1 項目 + 重金属等 5 項目) ② 毎年 6 ～ 9 月に実施 (消毒副生成物 1 2 項目) ③ 地下水等使用施設： 3 年以内ごと実施 (有機化学物質等 8 項目)	左に同じ 給水系統別に実施
	残留塩素等の測定	7 日以内ごとに 1 回	毎日、給水系統別に実施 給湯水は 7 日以内ごとに 1 回 ただし、給湯設備で末端の給 水栓の水温が 55℃ 以上に保 持されている場合は、残留塩素 の測定は省略できる。
	防錆剤の水質検査	2 ヶ月以内ごとに 1 回	左に同じ
雑用水の水 質管理	散水・修景・清掃の用 に供する雑用水の検 査	7 日以内ごとに 1 回 pH・臭気・外観・残留塩素 2 ヶ月以内ごとに 1 回 大腸菌・濁度	左に同じ
	水洗便所の用に供す る雑用水の検査	7 日以内ごとに 1 回 pH・臭気・外観・残留塩素 2 ヶ月以内ごとに 1 回 大腸菌	
排水管理		排水槽等の清掃は、6 ヶ月以内ごとに 1 回実施	排水槽の清掃は、4 か月以内ごとに 1 回実施 グリース阻集器は使用日ごとに捕集物 を除去し、7 日以内ごとに 1 回清掃
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6 ヶ月以内ごとに 1 回、大掃除を定期的に統一的に実施	左に同じ
ねずみ等の点検・防除		6 ヶ月以内ごとに 1 回 (特に発生しやす い場所については 2 ヶ月以内ごとに 1 回)、定期的に統一的に調査し、当該結果 に基づき必要な措置を講ずる。	生息状況等の点検を毎月 1 回実施し、 その状況に応じた適切な防除を実施
吹付けアスベスト			状況に応じ除去、点検記録 (利用頻度によ り月 1 回か 6 ヶ月に 1 回)、封じ込め・ 囲い込み (1 年に 1 回点検)

「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」に
より毎年報告を行う。